

公 告

次の通り一般競争入札に付するので公告する。

令和6年10月8日（火）

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 利用物品及び数量
プログラミング学習教材機器一式 4校分
詳細は「仕様書」のとおり
- (2) 使用期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 納入期限及び納入場所
令和6年11月29日（水）
大分県立高等学校4校（内訳は別紙）
- (4) 入札方法
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札は、所定の入札書により、本人又はその代理人が行うこととする。本人入札の場合は第1号様式、代理人入札の場合は第2号様式によること。代理人入札で入札書に代表者氏名の記載が無い場合は、その入札書は無効とする。
 - ウ 代理人入札の場合は、入札前に委任状（第3号様式）を提出すること。
 - エ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を準用する。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和6年10月22日（火） 11時00分
場所 大分市府内町3丁目10番1号
大分県庁舎別館7階 教育委員室
※5分前までに入場すること。
※入札場所には駐車場がないため、公共交通機関または有料駐車場等を利用すること。
- (6) 入札書の提出方法
入札書は封筒に入れ、封筒の表面に宛名、入札件名を記入のうえ、(5)の入札場所に持参もしくは、8で示す場所まで郵送すること。
なお、郵送の場合は、10月18日（金）17時15分までに必着のこと。
- (7) 再度入札
開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行うものとする。
なお、郵送で入札参加する場合は、再度入札には参加することができない。

2 契約条項を示す日時及び場所

日時 令和6年10月8日（火）から令和6年10月22日（火）まで
場所 大分県教育委員会ホームページ
(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加するためには、次のすべての要件に該当している必要がある。

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有していると思なされている者を含む）を有している者であること。
- (2) 納入しようとする物品等が、仕様書の仕様を満たしていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

4 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除とする。

5 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行契約保証保険に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) (1)のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定日から7日以内に提出すること。
- (3) (1)のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。

（「契約保証金免除申請書見本」参照）

 - ア 提出期限
落札決定の日から7日以内

イ 提出場所

8と同じとする。

ウ 提出方法

アに掲げる期間までに、イに掲げる場所に持参すること。

ただし、持参できないときは、イに掲げる場所にアに掲げる日時までに必着するよう郵送（書類郵便に限る。）すること。

なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「契約保証金納付免除申請書類在中」と朱書きし、中封筒に入札事項、入札日時を、裏面に落札者の商品又は名称、代表者名及び取扱部署名を記入すること。

(4) 契約保証金は契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。
- (4) 3回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。

7 開札に立ち会う者

開札は、入札参加者又はその代理人が立ち会いのもと行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁高校教育課高校教育指導班
電話 097-506-5607 FAX 097-506-1792

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

10 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき

11 最低制限価格に関する事項

設定しない。

12 入札説明書等に対する質疑

(1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式4）を次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

令和6年10月15日（火） 17時15分まで

イ 提出場所

大分県大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁高校教育課高校教育指導班

電話 097-506-5607 FAX 097-506-1792

ウ 提出方法

持参、郵送又はFAX

(2) (1)により質問票を受領したときは、文書等で回答を行うものとする。

13 入札の延期、中止等

(1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

(2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。